

第7回学校建設等特別委員会

(仮称)和光市立下新倉小学校建設等の進捗について

1 新設小学校の通学路(案)及び交通安全対策について

教育部長
(説明者) 道路安全課長

2 新設小学校建設工事請負契約及び工事工程(案)について

財政課長
(説明者) 学校建設準備室長

3 (仮称)和光市立下新倉小学校
及び学校併設施設利用等 検討委員会の報告について

(説明者) 教育総務課長



(建設設計模型)

日時 平成26年11月18日(火)

場所 全員協議会室

1 新設小学校の通学路(案)及び交通安全対策について

(1) 新設小学校による通学区域の決定について

- ・ 学校通学区域変更調査会の答申に基づき、平成26年5月15日の第5回定例教育委員会において決定している。

<通学区域>

新設小学校区	白子3丁目12番～21番、白子3丁目22番の一部(市道400号線以北の区域に限る)、白子4丁目、下新倉4丁目5番～17番、下新倉4丁目21番～27番、下新倉5丁目～6丁目、新倉2丁目28番(市道537号線以北の区域に限る)、新倉3丁目7番～23番、新倉8丁目
白子小学校を選択できる区域	白子3丁目20番、21番、22番の一部(市道400号線以北の区域に限る)、下新倉4丁目5番～8番
新倉小学校を選択できる区域	新倉2丁目28番の一部(市道537号線以北の区域に限る)、新倉3丁目7番～22番

※ 新設小学校の通学区域の児童は、平成28年4月1日より全学年新設小学校に転校するものとする。

※ 新設小学校の通学区域内における児童見込み数(資料1)については、平成28年4月1日からの児童数による区域ごとに新設小学校へ向かう児童数となっている。ただし、下新倉4丁目に建設中の180戸のマンションによる児童見込み数は含まれていない。

(2) 新設小学校における通学路(案)の状況について

- ・ 教育委員会により平成26年7月23日に新設小学校の通学路(案) (資料2)を作成し、建設部道路安全課との協議を3回行っている。

<通学路(案)についての考え方>

ア	今現在においては、白子小学校、新倉小学校への方向に対して、既存の通学路・スクールゾーン・横断歩道・グリーンベルトが設置されているが、新設小学校への対応としては、逆方向となるため既存の通学路を生かした計画としている。
イ	市道283号線(午王山通り)や市道420号線から向かう市道273号線は、市道537号線(昭和通り)を通ることより安全であるとの判断で、幅員は4.0mぐらいとはなっているが、安全対策を計画することで、通学路として計画している。また、新設小学校まで市道377号線を通る計画としていることに対しても安全対策の計画が必要になる。
ウ	市道537号線から市道373号線で北に向かう道路は、バス・トラックが多く通っていることから市道537号線から市道372号線へと結ぶ交差点での安全対策を計画することで、市道372号線を通学路として計画している。
エ	白子3丁目にある市道428号線(東明禅寺横)は、交通量が多いため吹上コミュニティセンターに向かう市道105-2号線を通学路として計画している。

2 新設小学校建設工事請負契約及び工事工程(案)について

(1) 新設小学校建設工事請負契約について

ア 新設小学校建設工事に係る一般競争入札参加資格要件について

工事規模	設計金額 (消費税込)	参加者の形態	格付・総合 点数要件	登録事業所 の地域要件	本店の 地域要件	工事实績 要件	応札可 能者数
A級工事	3,964,464,000円	単体	1300点以上(A級)	埼玉県、東京都	なし	過去10年間に9億9,120万円以上の公共工事の施工実績(※1)	58者

※1 公告日の前日までに完成させた和光市発注の工事において、工事成績評定点で65点未満の工事が無いこと。

イ 入札執行方法について

和光市建設工事一般競争入札執行要綱第12条(入札に参加する者が2人以下の場合、原則として入札執行を中止することができる。)の規定に基づき入札を中止してきたが、建設需要の急増による入札不調が多発している状況に鑑み、今回の入札に限り、入札参加者が1社でも入札が成立するものとする。

ウ 最低制限価格の設定について

和光市低入札価格調査制度要綱第2条2号の規定に基づき、設計額が3000万円以上の工事については低入札価格調査制度により執行してきたが、平成28年4月開校に向け早急に契約の相手方を決定しなければならない状況にあるため、最低制限価格制度による最低制限価格を設けることとする。(調査基準価格を下回る価格による入札があった場合、和光市低入札価格調査委員会での審査に2週間程度必要。)

エ 入札及び契約スケジュールについて

平成26年11月10日(月)	入札公告
平成26年12月10日(水)	開 札
平成26年12月16日(火)	正副議長への提案説明
平成26年12月17日(水)	仮契約締結期限
平成26年12月22日(月)	追加議案として上程し、採決

※ 建設工事請負仮契約書の条項により仮契約は、「市議会の議決を経たときは、これを本契約とみなす。」とされている。

(2) 新設小学校建設工事工程(案)について

< 建設工事概要 >

	工事種別	工事内容		工事種別	工事内容
1	仮設工事	仮囲い、足場、現場事務所、縄張り他	10	木工事	外装及び内装の仕上材として設置する工事
2	土工事	根切り、埋戻し、盛土、山留め工事	11	屋根及びとい工事	屋根材であるガルバリウム鋼板を設置する工事。また、雨水を流すとい工事
3	杭打工事	既成コンクリート杭の杭工事 (プレボーリング拡大根固め工法)	12	金属工事	軽量鉄骨による天井下地を取り付ける工事。また、手すりを建物内外部に取り付ける工事
4	鉄筋工事	鉄筋をコンクリート打込み前に配筋する工事	13	左官工事	屋上の床などにモルタル塗りを行う工事
5	型枠工事	コンクリートを所定の形に成形するための型枠設置工事	14	金属建具工事	開口部分にアルミニウム製建具、鋼製建具などを取り付ける工事
6	コンクリート工事	配筋・型枠の組立て後にコンクリートを流し込む工事	15	木製建具工事	木材による建具工事で、普通教室と廊下の間に取り付ける工事
7	鉄骨工事	屋内運動場などの躯体となる鉄骨を組立てる工事	16	ガラス工事	建具の開口部分にガラスを取り付ける工事
8	防水工事	屋上:アスファルトルーフィングによる防水工事、その他シーリング工事	17	塗装工事	建物内外部分の下地材に下地処理を行い塗料で塗装する工事
9	タイル工事	床、壁部分に磁器質タイルを張る工事	18	内装工事	建物の床、壁及び天井をカーペット敷き、ビニールクロス、せっこうボードなどにより仕上げる工事

3 (仮称) 和光市立下新倉小学校及び学校併設施設利用等検討委員会の報告について

(1) 検討委員会設置等の目的

新設小学校には図書館分館、児童館・保育クラブなど地域の方が利用する施設が併設されることから、基本設計を取りまとめるにあたり市民参加によるワークショップを開催し、学校との併設を生かす配置等の提言をいただき、ハード面での基本設計への反映を図った。一方、利用や運営などソフト面では、学校開放や併設施設の利用に関する諸課題について、行政での検討が必要であったことから、今後の方向性をまとめ各担当課での計画に資するために当委員会を設置した。

(2) 開放の考え方

「地域の生涯学習やまちづくりの拠点にもなる学校施設」を施設整備の基本理念としており、学校が有する教育施設を地域に開放することで、地域との連携を深め、地域から信頼される学校づくりを推進し、地域の教育力の向上が期待できる施設として開放としていく。

(3) 学校施設の開放範囲（資料7 学校開放施設及び共用施設説明図）

地域から信頼される学校づくりを推進し、地域の教育力の向上に寄与していくことを目的として、学校が使用していないときの教育施設は積極的に開放していくために、原則として普通教室、管理諸室以外を開放範囲とする。

(4) 施設所管区分（資料8 施設所管区分一覧表、資料9 施設所管区分図参照）

学校施設、併設施設、道路施設に分類し、さらに学校施設については、学校専用施設、学校開放施設、共用施設に区分した。一般的に管理責任者は施設管理責任と運営管理責任を併せて持つことになるが、この検討を進めるに当たっては、管理責任を施設管理責任と運営管理責任に大別し、施設所管区分の基本的な考え方を整理した。学校開放施設については、施設管理責任者を教育総務課長とし、運営管理責任者を学校長、開放時には指定された者とした。

(5) 開放期間及び時間帯（資料 10 開放施設となる時間帯No. 1、2 参照）

課業期間中の平日は、18：00 から 21：30 までとする。また、土日祝日及び長期休業中の平日についても現制度での土日祝日の開放時間（9：00 から 21：30 まで）と同様に開放を行う。ただし、いずれの場合であっても学校活動を優先とする。

(6) 学校施設開放の方法

ア 特別教室（家庭科室、音楽室、図工室）、会議室

学校施設の開放を生涯学習の場として行い、利用手続きは、公民館に準じた方法により利用登録団体への開放とする。

イ 学校図書室、けやきテラス、多目的室

学校図書室は、図書館分館との相乗効果を求め、配置メリットを最大限に生かすために、図書館分館の開館時間と合わせた常時開放として行い、学校の使用時は地域へ開放しないこととする。多目的室は、防犯上の配慮から隣接する図書館分館の開館時間に合わせた開放となることに伴い、学校図書室と同様の運営形態とする。けやきテラスは、学校施設の開放時間を基本とする中で図書館分館の開館時間と合わせた開放とするが、実状に応じた開放については検討していくものとする。

ウ 屋内運動場、グラウンド

今まで学校開放は責任者の置かれた利用登録団体のみに開放していた。そのため、利用登録団体に所属しない不特定多数への開放（以下「地域開放」という。）について検討を行い、これまでの学校開放をベースとして、既存の枠組みの中に地域開放日を組み込んでいくものとする。

エ プール

太陽熱の利用によりシーズン延長を図れるよう計画しているが温水機能を備えていないため、5月～10月の利用期間を見込んでいる。開校後の通年実績をみないと利用期間やその時間帯の確定が困難であるため、初年度については現制度の学校開放に準じた方法による利用登録団体への開放での試行とし、地域開放についてはその状況を踏まえ検討していく。

(7) 全体的な運営管理（検討状況）

児童の防犯面や学校活動との調整を図り、複合施設での学校開放や相互利用を実現するための検討を行い、以下のとおりとなった。

- ア 学校と併設施設（図書館分館、児童館・保育クラブ）による複合施設内での横断的な連絡調整の場を設ける。
- イ 学校関係者、併設施設管理者、保護者の代表、地域（自治会）の代表者、開放施設を利用する登録団体の代表者による新設小学校の開放のあり方に係る協議の場を設ける。
 - ※ ア、イは学校を運営主体とし、学校長は学校管理の立場で随時指導又は助言を行えるものとする。
- ウ 学校施設の開放時には管理人を置く。管理人は、施設自体（駐車場・駐輪場を含む）の開錠・施錠他通常の管理、開放施設利用者との鍵の受け渡し、日誌の引継ぎ（開放施設利用後の状況確認他）を行うものとし、日誌は学校長及び運営管理責任者へ引き継ぐ。

(8) 利用手続き等（検討状況）

利用登録団体の登録は事業所管課ごとに行っており、予約等の開放に係る手続きを現地でまとめて受けるのは困難であるため、現制度の学校開放に準じた手続きによるものとするが、開放施設利用に係る鍵の受け渡しは一元化して管理することで利便性を図る。利用料金については、開校にあたっては課さないことが望ましいが、今後の公共施設等の開放のあり方に関わる社会的な状況も想定して検討していくものとする。